

医政発 0626 第 6 号
令和 2 年 6 月 26 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を
臨時的に開設する場合の取扱いについて」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保するため、「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日付け医政発 0305 第 1 号厚生労働省医政局長通知）において、衛生検査所を臨時的に開設するに当たっての取扱いについてお示ししたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制をより一層確保するため、上記通知中の衛生検査所の登録手続について別添のとおり改正することとしたので、改正内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。